

韮崎市民交流センター及び韮崎市民交流センター駐車場指定管理者の候補者の選定について

韮崎市民交流センター及び韮崎市民交流センター駐車場指定管理者の候補者については、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月市議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	韮崎市民交流センター及び韮崎市民交流センター駐車場																								
2 指定の期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日																								
3 応募団体数	1 団体																								
4 指定管理者の候補者	名称：株式会社 まあめいく 所在地：韮崎市若宮1丁目2番50号 韮崎市民交流センター内																								
5 候補者の選定理由	<p>審査にあたっては、管理運営の基本方針、経営の安定性と継続性、利用者サービスの向上、施設の利用促進、指定管理料の提案、類似施設の運営実績、緊急時・苦情処理の体制、その他の8項目において、審査基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った結果、適切に施設を管理運営できる団体であると判断し、上記団体を選定した。</p> <p>① 市民交流センターの設立目的である市民主体のまちづくりの実現に寄与する市民参加型・市民目線に立った施設運営、市民ニーズに添った自主事業の実施、かつ市やセンター内の各施設と協力連携して全体として利用者本位の運営ができる仕組みづくりの提案がされている。</p> <p>② 施設管理については、これまでの指定管理者としてのノウハウを活かせるとともに、アンケート等の実施により、利用者ニーズや満足度を把握し、実情に即した施設運営が見込まれる。</p> <p>③ サービス向上に見合った十分な人的体制が確保されており、職員の研修計画等も具体的に示され、継続的に安定した管理を行う能力を有するものと判断される。</p> <p>④ 全体を通してサービスの質の確保、向上及び安定した運営が期待できると評価された。</p>																								
6 指定管理者選定委員会の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会の構成 <table> <tr> <td>委員長</td> <td>長谷川尚樹</td> <td>韮崎市副市長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>結城 正剛</td> <td>韮崎市総務課長</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>杉本 保</td> <td>学識経験者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中山 友江</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山寺 直美</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td></td> <td>志村 浩男</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清水 秀樹</td> <td>韮崎市秘書人事課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>根津 昭彦</td> <td>韮崎市財務政策課長（主管課長）</td> </tr> </table> • 審査日時等 第1回：（令和7年8月20日） <ul style="list-style-type: none"> 募集要項、選定基準及び選定方法の決定 第2回：（令和7年10月15日、16日） <ul style="list-style-type: none"> 申請書類等の審査、企画提案評価、選定結果内容、答申内容等の検討 	委員長	長谷川尚樹	韮崎市副市長	副委員長	結城 正剛	韮崎市総務課長	委 員	杉本 保	学識経験者		中山 友江	//		山寺 直美	//		志村 浩男	//		清水 秀樹	韮崎市秘書人事課長		根津 昭彦	韮崎市財務政策課長（主管課長）
委員長	長谷川尚樹	韮崎市副市長																							
副委員長	結城 正剛	韮崎市総務課長																							
委 員	杉本 保	学識経験者																							
	中山 友江	//																							
	山寺 直美	//																							
	志村 浩男	//																							
	清水 秀樹	韮崎市秘書人事課長																							
	根津 昭彦	韮崎市財務政策課長（主管課長）																							